

2018年11月29日

法務大臣 山下 貴司 様
法務副大臣 平口 洋 様
法務大臣政務官 門山 宏哲 様

外国人受け入れの制度設計に関する要望書

要望者

住 所：東京都千代田区西神田 2-4-1

東方学会ビル新館 2F

団 体：公益社団法人日本語教育学会

代表理事：石 井 恵 理 子

連 絡 先：03-3262-4291



要望項目

日本語教育学会は、長年、国内外の外国人や日本語非母語話者に対する日本語教育の研究・実践・社会的支援に専門的見地から関わってきました。現在、外国人受け入れに関する議論が活性化していますが、その内容と進め方に強い危機感を抱いています。

外国人受け入れに関しては、慎重な議論を通して外国人の社会統合や共生社会構築を目的とした包括的な法整備を行い、日本語教育の位置付けを明確にするべきであると考え、法整備の観点から以下3点を要望します。

- (1) 在留外国人との中長期的な共生を見据え、社会統合という観点から日本語教育の在り方を明確に位置づける基本法を制定した上で外国人受け入れの議論を進める。
- (2) 日本語教育に関する質の保証を行うために、国による財政措置が可能となる法整備を行う。
- (3) 外国人に帯同する家族（配偶者や子ども等）や日本国籍を有する日本語非母語話者の子どもなどに対する日本語教育支援を充実させるための法整備を行う。

要望理由

- (1) 現状では、国として、社会として、何のためにどのように日本語教育、コミュニケーションの問題に取り組むかの基本方針が定まっていません。そのことで、さまざまな関係者間でも合意形成が難しく、個別バラバラな取り組みに終始しており、外国人に対して十全な日本語学習の機会の提供もできていません。このような状態のまま、外国人の受け入れを拡大することは、地域社会において、コミュニケーション不全がおきる懸念があります。
- (2) 外国人との共生や社会統合に関するコミュニケーション上の諸課題を解決するためには、日本語教育の質的な保証が必須です。具体的には、日本語教育機関の在り方、日本語教育に携わる人の資格要件の整備と待遇改善、日本語教育のコース設計、能力評価システム構築等に関して財政措置を検討し、日本語教育の適正レベルを公的に担保する必要があります。
- (3) 日本政府の外国人受け入れ方針に関しては、労働者受け入れ拡大ばかりに注目が集まっていますが、実際には「高度人材」や日系人、配偶者など、さまざまな背景の外国人が来日し滞在しています。しかしながら、現状では帯同家族に対する支援が十分に考慮されていません。仕事を持たない成人の帯同家族は、社会とつながりが希薄になりやすく、社会的に孤立してしまう懸念があります。このような人たちの学びの場や社会参加の場を検討する必要があります。また、帯同する子どもたちに対する教育の支援も十分ではありません。学齢期の子どもたちのみならず、学齢超過で来日する子どもたちも含め、ことばの問題や学びの問題を解消する仕組みづくりが求められます。特に子どもたちは、次代の社会の担い手として、社会全体で育てていく必要があります。

以上